

平成21年9月18日

債権者の皆様へ

再生債務者 東新住建株式会社  
代表取締役社長 深川 堅治  
再生債務者代理人 草野法律事務所  
弁護士 丹羽 正明

再生計画認可決定の確定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社の再生計画案は、債権者の皆様からの多数の同意を得て可決され、平成21年8月25日付にて名古屋地方裁判所から再生計画に係る認可決定を受けたのち、本日9月18日付にて当該認可決定が確定いたしました。これもひとえに、債権者の皆様のご理解、ご協力のもと、多大なるご支援の賜物と存じ上げます。厚くお礼申し上げます。

今後は、認可を受けました再生計画の規定に基づき、皆様に対し弁済を履行してまいります。また債権者の皆様のご厚情にお応えするべく、パートナー企業の支援を受けつつ、再生計画の遂行に向けて、全社員一丸となって更に精進し、努力邁進してまいります。

債権者の皆様におかれましては、引続きましてご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬 具